企業・事業者向け

支援の内容と公募条件

こんな会社にオススメです

新たな製品・技術の海外における特許権、意匠権、商標権の出願、権利化を通じて・・・

- 海外事業を実行する計画、体制がある
- 新たなビジネスチャンスを作る展望がある
- 年度内に出願できる
- 出願等の資金が不足している中小企業

上記等、一定の要件を満たす県内の中小企業等を数社選定し、特許等出願に係る経費の一部を補助しアドバイスを実施します。

補助の内容

1 補助率
2/3 以内

2 補助額（1 企業あたりの上限）
特許　上限 100 万円
意匠・商標　上限 30 万円

3 補助対象
外国特許庁への出願手数料、現地代理人費用、国内代理人費用、翻訳費用、ＰＣＴ出願手数料、国際商標出願手数料・費用、国際意匠出願手数料・費用
※日本国内の出願費用は対象外となります。

※経費の種類は、沖縄県発明協会へお問合せください。

公募～補助金交付までの流れ

公募
公募を実施します。
第1回:平成31年4月23日(火)～令和元年5月31日(金)
第2回:令和元年7月 8日(月)～令和元年8月 9日(金)
※別紙申請用紙記入の上ご提出ください。
※第２回公募は第１回採択結果により、実施されない場合があります。ご了承ください。

申請
別紙申請用紙、その他資料を添付し、エントリー。
※提出物：申請用紙。登記簿謄本、直近決算書、納税証明書、会社概要、先行調査結果
※申請書、公募要領等はホームページからダウンロードできます。

審査
審査会にて、支援する事業者を決定
（応募者はプレゼンテーションがあります。）

決定
数社を採択

出願等実施
応募内容に沿って、出願等を進めていただきます。
（採択～令和２年２月までに出願）

決定
出願手続等が終了し、費用等の確定時点で補助金をお支払いします。

ハンズオン支援
海外展開へ向けた資料作成、契約などの支援を行います。

※「グローバルニッチ企業知的財産取得補助 申請書」にご記入の上、ご提出をお願いします。
※申請書は、沖縄県発明協会のホームページよりダウンロードしてください。

お問合せ先

一般社団法人沖縄県発明協会
〒901-0152 沖縄県那覇市字小禄1831番地1
沖縄産業支援センター 504 号室

TEL：098-859-2810（担当：大兼（オオカネ）まで）
FAX：098-859-2811　ookane@okinawa-jiii.jp

沖縄県発明協会　検索
https://www.okinawa-jiii.jp

沖縄県委託　平成３１年度知的財産総合支援事業
グローバルニッチ企業知的財産取得補助
・ハンズオン支援

上限 特許100万円 意匠・商標30万円 までサポート

沖縄県の中小企業者等の皆さま

外国特許等の出願に際し、補助金を活用する企業を募集します！

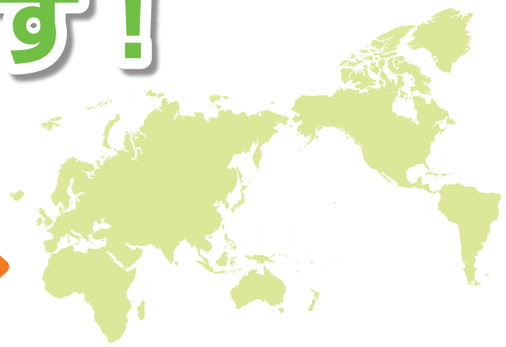

こんな会社に

- 海外展開のきっかけに
- 模倣品・侵害トラブルを避ける
- 出願ノウハウや資金が不足している
- 海外取引先に信頼をアピール

公募期間

第１回：平成31年4月23日(火)～令和元年５月31日(金)
第２回：令和 元 年7月　8日(月)～令和元年８月　9日(金)

※第２回公募は第１回採択結果により、実施されない場合があります。ご了承くださいませ。

一般社団法人　沖縄県発明協会

企業・事業者向け

外国での知的財産権出願の支援

外国で発明、デザイン、商品名を利用した商品を販売する場合、
日本で取得した知的財産権（特許権、意匠権、商標権など）は日本でしか効力がありません。
外国への出願は国内より多くの費用が掛かる可能性があります。

外国出願が必要なケース

海外への商品販売・商談、バイヤーの集まる展示会に合わせて出願

模倣品、冒認出願の対策のために出願

外国で知的財産権を取得するための方法

外国へ知的財産権を取得するための出願を行うには、直接その国の特許庁へ
出願する方法と国際的な機関に出願して、その後各国へ登録する方法とがあります。

※外国へ意匠出願する方法は直接出願の他、ハーグ協定のジュネーブ改正協定による国際意匠登録制度があります。

直接出願（特許、意匠、商標）

国内基礎出願

- A国出願 ・A国様式 ・A国言語 → 出願 → A国特許庁
- B国出願 ・B国様式 ・B国言語 → 出願 → B国特許庁

各国の法令にしたがって出願、審査、登録

PCT出願を活用する方法（特許）

国内基礎出願

PCT出願

PCT願書 ・国際出願様式 ・日本語・英語 → 出願 → 受理官庁（自国特許庁）

国際事務局 → 国内移行手続き → A国特許庁 / B国特許庁

1つの国際出願で全加盟国へ出願したのと同様の効果

各国の法令にしたがって出願、審査、登録

マドリッド制度を活用する方法（商標）

国内基礎出願

国際出願願書 ・国際出願様式 ・英語など → 国際出願 → 自国特許庁

1つの国際出願（英語）で複数の指定国へ出願できる

国際事務局 → 国際登録 → A国特許庁 / B国特許庁

各国にて審査、登録

※マドプロ出願を行うには、その基礎となる同一の商標が日本で出願・登録されている必要があります。

商標 自社商品の販路拡大と権利の保護のために

外国出願の目的

自社の主力商品である「nas2cloud」の海外展開・販路拡大を進めるにあたり、商標の国際出願制度を活用して、現地において、独占的に権利を確保するとともに、模倣品対策やブランド力向上を目的として商標権の取得を考えている。

nas2cloud+

［文字］

nas2cloud

支援を活用した感想

アジア展開において模倣品対策は必須と考えており、商標の出願を申請しました。補助金による負担軽減に加え、専門家によるハンズオン支援が大きな助けとなりました。

沖縄クロス・ヘッド株式会社

種　別　商標（文字・図形）
出 願 国　中国・シンガポール
出願方法　直接出願

商標 沖縄から世界に通用するキャラクターブランドを‼

bitmelo

外国出願の目的

沖縄生まれの株式会社ビターメロンオリジナル新ブランド「bitmelo」。ゴーヤーと熊を掛け合わせたキャラクターブランドでこれまでに沖縄になかった新ジャンルを目指し生まれた。ファッション性も高く、すでに海外から引き合いもあることから、今後の海外展開を見据えて商標権を取得したいと考えている。

株式会社ビターメロン

種　別　商標（図形・名称）
出 願 国　中国
出願方法　直接出願

支援を活用した感想

法人設立間もないタイミングでの海外商標の出願ということもあり、わからないことが沢山ありましたが、発明協会さんのサポートがあり、無事に手続きが行えました。中国での商談の際には安心して商談にのぞめました。